

目次

第1章 基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4. 計画の重点項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
5. 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2章 基本目標と計画の体系

1. 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
2. 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第3章 基本目標と重点課題

1. 基本目標Ⅰ 男女共同参画意識の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - ①男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識改革・・・・・・・・ 8
 - ②あらゆる教育の機会における男女共同参画への理解と国際的協調・・・・・・・・ 14
2. 基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進・・・・・・・・ 18
 - ③政策・方針決定過程への女性の参画拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - ④地域における男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
 - ⑤働く場における男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
 - ⑥防災における男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
3. 基本目標Ⅲ 家庭生活と社会活動の両立支援・・・・・・・・・・ 33
 - ⑦家庭生活における**男女**共同参画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
 - ⑧男女がともに安心して子育てができる環境の整備・・・・・・・・・・ 38
 - ⑨高齢、障害、貧困などの困難を抱えた**男女**人たちが安心して暮らせる環境の整備・・・ 41
4. 基本目標Ⅳ 男女の人権が尊重される環境づくり・・・・・・・・・・ 45
 - ⑩男女の人権尊重・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
 - ⑪あらゆる暴力の根絶・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
 - ⑫**男女**の生涯にわたる健康の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52

第4章 計画の推進

1. 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
2. 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55

- 数値目標一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

男女共同参画社会基本法 **第9条**には、「地方公共団体は、男女共同参画社会の形成を促進するため、国の施策に準じた施策及び地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務がある」と明記されています。

名張市では、男女共同参画社会の実現を、新しい時代の要請を受けて目指すべき重要課題と位置づけ、2006（平成18）年4月に「名張市男女共同参画推進条例」を施行しました。

2007（平成19）年3月には、条例の基本理念に基づき、総合的かつ計画的に推進すべき施策の目標や方向性とその内容を具体的に明らかにすることを目的として、「名張市男女共同参画基本計画」を策定し、総合的に施策を展開してきました。

計画の策定から10年が経過した中で、男女共同参画社会実現のための意識啓発や拠点機能の整備などにおいて、一定の成果を上げています。

こうした中、2014（平成26）年5月に実施した総合計画にかかる市民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識は若い世代を中心に解消しつつありますが、一方で、同年10月に実施した男女共同参画に関する市民意識調査では、男女の地位について、男性が優遇されていると答えた人の割合に大きな改善は見られず、また、政策・方針決定過程への女性の参画や家事・子育て・介護などへの男性の参画も十分に進んでいない状況にあります。さらに、性別による差別的な扱いやワーク・ライフ・バランス（※1）の推進など、男女共同参画社会の実現のためには、まだ多くの課題が残されています。

こうした現状を踏まえて、男女共同参画社会の実現に向け、これまでの取組や達成状況を継承しつつ、**少子高齢化、人口減少社会の到来、貧困など格差の拡大**といった社会情勢の変化に伴う新たな課題を視野に入れ、性別にかかわらず市民一人ひとりが自分らしく幸せに暮らしていくための指針として、「第2次名張市男女共同参画基本計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

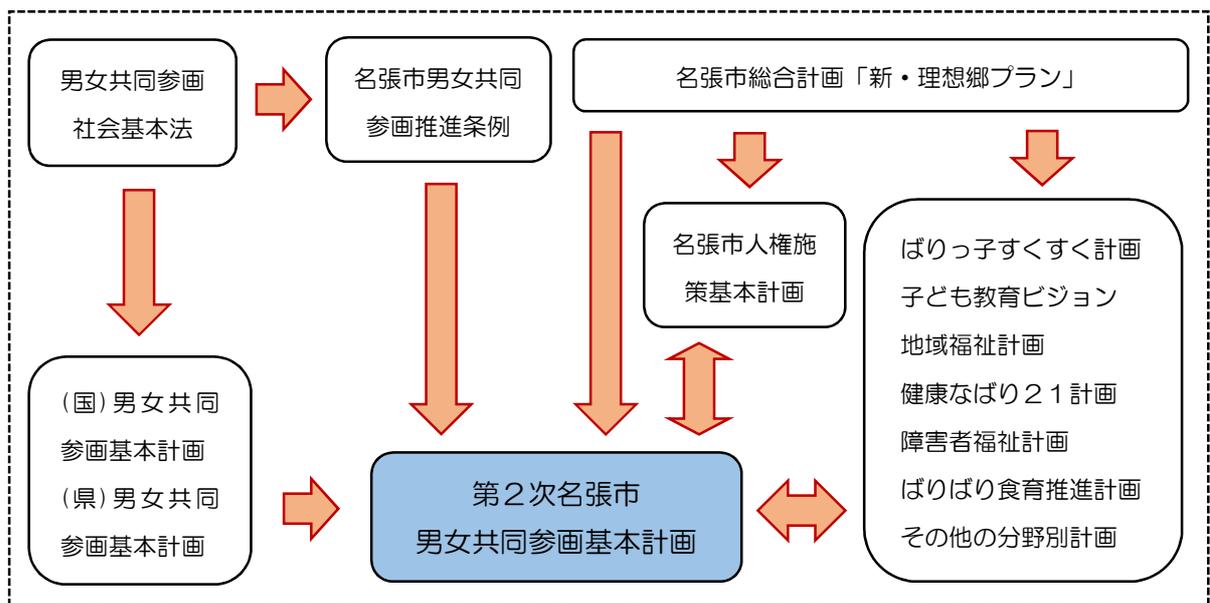
※1 ワーク・ライフ・バランス（「仕事と生活の調和」）

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにも、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

2. 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「名張市男女共同参画推進条例」第11条第1項に基づく男女共同参画社会を実現するための基本計画とします。また、国の「男女共同参画基本計画」及び「三重県男女共同参画基本計画」を踏まえることとします。
- (2) 本計画は、名張市総合計画「新・理想郷プラン」に基づき策定する具体的な分野別計画と位置付け、「人権施策基本計画」や「ばりっ子すくすく計画」をはじめとした市の人権、教育、健康福祉に係る分野別計画とも連携、整合を図ります。また、条例第12条で定めている「市のあらゆる施策の策定、実施に当たっては、男女共同参画の推進に配慮すること」を踏まえ、**組織横断的に関係部局との調整を図り**、取り組むこととします。
- (3) 施策の実効性を高めるため、さまざまな施策について可能な限り具体的な数値目標を設定することとし、**まず、項目数を現行の24項目から31項目に増やします**。

計画の位置づけ



3. 計画の期間

本計画の期間は、おおむね10年先を見据えた名張市総合計画「新・理想郷プラン」との整合を図り、2017（平成29）年度を初年度とし、目標年度を2026（平成38）年度とします。

2017（平成29）年度

目標年度 2026（平成38）年度

4. 計画の重点項目

国の男女共同参画施策の方向や本市の現状と課題を踏まえ、次の事項を重点項目として位置づけ、分野別施策については、**組織横断的・関係部局との調整を図り**、総合的に取組を進めます。

- (1) 男女共同参画意識の確立のため、これまで取り組んできた意識啓発をさらに推進するとともに、働き方の見直しや男性の家事・子育て・介護への参画促進など、暮らしの中でのワーク・ライフ・バランスの促進に向けた意識改革を進めます。
- (2) **女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）**に基づく事業主行動計画の策定や政策・方針決定過程への女性の参画拡大、男性の育児・介護休業の取得促進などに取り組むとともに、事業所などへの啓発を進めます。
- (3) 防災における女性の参画拡大や男女共同参画の視点に立った防災体制の確立に努めます。
- (4) 性的マイノリティ（※2）についての理解の促進を図るとともに、性別による差別的な扱いの根絶に向けた取組を進めます。

※2 性的マイノリティ（性的少数者）

同性愛者、両性愛者および無性愛者である者並びに性同一性障害を含め性別違和がある者をいう。

（渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例第1章（7）より引用）

5. 計画策定の背景

(1)世界の動き

国際連合は、女性の地位向上を目指した世界的規模の行動を行うため、1975（昭和50）年を「国際婦人年」と定めて「女性の地位向上のための世界行動計画」を採択し、その後10年間を「国際婦人の~~10~~十年」として、世界の国々に対して女性の地位向上のための積極的な取組みを呼びかけました。

1979（昭和54）年には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択されました。

また、1995（平成7）年には、第4回世界女性会議がアジアで初めて北京で開催され、21世紀に向け世界の女性の行動の指針となる「行動綱領」が採択されました。

そして、2000（平成12）年には、国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、各国の決意表明や理念を謳った「政治宣言」と、行動綱領の実施促進を図る「更なる行動とイニシアティブに関する文書」（成果文書）が採択されました。

さらに、2005（平成17）年に「北京+10（第49回国連婦人の地位委員会）」、2015（平成27）年には、「北京+20（第59回国連婦人の地位委員会）」が開催され、北京宣言と行動綱領の完全実施を求める宣言が採択されました。

(2)国の動き

国は、国連をはじめとする国際的な動きに対応して、**1977（昭和52）年に「国内行動計画」を策定、女性の地位向上に関する総合的な取組が始まりました。**

そして、1985（昭和60）年に、「女子差別撤廃条約」を批准し、男女雇用機会均等法を成立させました。

また、1999（平成11）年には、「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置づけ、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成を促進することが明記されました。

これを受け、2000（平成12）年に、男女共同参画社会を実現するための施策を総合的・体系的に推進するため、「男女共同参画基本計画」が策定されました。また、2001（平成13）年には、配偶者からの暴力に係る通報や相談・保護・自立支援等を目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が施行されました。

さらに、2005（平成17）年に、国内外のさまざまな状況の変化に対応するために、「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定され、以後、5年ごとに計画の見直しが行われ、平成27年12月に、「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

2016（平成28）年4月からは、「女性活躍法」が施行されます。

(3)三重県の動き

三重県では、国の「国内行動計画」の策定を受けて、2年後の1979（昭和54）年に、「三重県の婦人対策の方向」（県内行動計画）が策定され、女性施策の第1歩を踏み出しました。

そして、1987（昭和62）年には、「みえの第2次計画－アイリスプラン」が策定されました。~~また、その後~~、時代の変化に伴い、1995（平成7）年には、「男女共同参画推進プラン－アイリス21」が策定され、「人権の尊重と男女平等」を基本理念として、男女共同参画社会の実現に向けた県の指針を打ち出しました。

さらに、2000（平成12）年には、男女共同参画社会基本法の趣旨、理念などをふまえ、男女共同参画社会を実現していくために、「三重県男女共同参画推進条例」が制定されました。これを受け、2002（平成14）年3月には、「三重県男女共同参画基本計画」が策定され、2011（平成23）年3月には「第2次三重県男女共同参画基本計画」が策定されました。

(4)名張市の動き

名張市における~~女性行動計画策定に向けた取組みは、女性施策は、1992（平成4）年に「女性施策検討委員会」を設置し、全庁的な取組についてのアンケート調査や意識啓発活動などを実施したことから始まります。その後、女性行動計画の策定に向けて、1994（平成6）年に、女性問題に関する市民意識調査を実施したことから始まります。~~~~その後、さらに、1995（平成7）年10月に名張市女性行動計画策定懇話会からの提言を受け、1996（平成8）年9月、広く市民の意見を反映した名張市女性行動計画「ベルフラワープラン～男女が輝いて生きる地域社会をめざして～」を策定しました。~~

そして、2000（平成12）年の国の男女共同参画基本計画の策定を受けて、2004（平成16）年に「男女共同参画都市宣言」を行い、2005（平成17）年9月には「名張市男女共同参画推進条例」が議会において全会一致で採択され制定されました。

また、名張市男女共同参画推進条例の施行を受け、2006（平成18）年5月には、庁内施策検討会議による素案の協議を進め、2007（平成19）年3月に、名張市男女参画推進審議会からの答申案に基づいて、「名張市男女共同参画基本計画」を策定しました。

さらに、2009（平成21）年6月には、男女共同参画に関する情報収集・情報発信や市民、市民活動団体などの交流の場、各種相談の拠点施設として、名張市男女共同参画センターを開設しました。

名張市男女共同参画基本計画は2015（平成27）年度で計画期間が終了するため、2014（平成26）年10月には、市民意識調査と事業所アンケート調査を実施し、2015（平成27）年5月からは、庁内施策検討会議による素案の協議を進め、意識調査結果や国の第4次基本計画の考え方を反映して、2017（平成29）年〇月に、名張市男女共同参画推進審議会からの答申案に基づいて、「第2次名張市男女共同参画基本計画」を策定しました。

第2章 基本目標と計画の体系

1. 基本目標

「名張市男女共同参画推進条例」の基本理念を踏まえて、次の4つの基本目標と12の重点課題を掲げて施策を推進します。

基本目標Ⅰ 男女共同参画意識の確立

家庭、地域、働く場における男女共同参画の意識づくりに向けた啓発活動や情報提供などを通して、社会制度・慣行の見直しに取り組みます。また、子どもの頃からの男女共同参画の理解と自己形成に向けた保育、教育を推進するとともに、家庭、地域における学習や国際的協調の推進に努めます。

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

行政、地域、働く場などにおける政策・方針決定の場への女性の参画拡大や人材育成を推進するとともに、雇用における男女の均等な機会の確保や女性の就労、能力開発などエンパワーメント(※1)のための支援などに努めます。また、防災における男女共同参画の推進に取り組みます。

基本目標Ⅲ 家庭生活と社会活動の両立支援

働き方の見直しや家庭における男性の家事・子育て・介護などへの参画促進とワーク・ライフ・バランスの推進に努めるとともに、安心して子どもを産み育てられる環境の整備や高齢、障害、貧困などの困難を抱えた**男女人たちが**安心して暮らせる環境の整備に取り組むことにより、仕事と家庭生活、社会活動の両立支援を進めます。

基本目標Ⅳ 男女の人権が尊重される環境づくり

DV(ドメスティックバイオレンス)(※2)やハラスメント(※3)などの性別による差別的な扱いや暴力の根絶に向けた相談体制、被害者救済などの取組や、性的マイノリティとされる人たちへの理解の促進を図るとともに、メディアにおける人権尊重のための意識啓発や教育に努めます。また、**男女の**生涯にわたる健康の保持促進と性差に応じた相談体制の充実など、健康支援の推進に務めます。

※1 エンパワーメント

力をつけること。女性が政治、経済、社会、家庭など社会のあらゆる分野で、自分で意思決定し、行動できる能力を身につけることが、男女共同参画社会の実現に重要であるという考え方。

※2 DV(ドメスティックバイオレンス)

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のこと。身体的暴力だけでなく、言葉による暴力なども含まれる。デートDVは、結婚していない若い恋人間に起こる暴力、デート相手に対する暴力のこと。

※3 ハラスメント

いろんな場面での「いやがらせ、いじめ」のこと。その種類は様々が、本人の意思にかかわらず、他者に対する発言・行動等が相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えたりすること。

基本目標と重点課題

基本目標Ⅰ 男女共同参画意識の確立

重点課題①

男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識改革

■現状と課題

男女がお互いにその人権を尊重しつつ責任を分かちあい、個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会を形成するためには、男女共同参画に対する理解と意識の形を進める必要があります。

名張市男女共同参画推進条例では、「性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度及び慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう見直す」ことを規定しています。

しかし、「男は仕事、女は家庭」といった高度経済成長期を通して形成された固定的な性別役割分担意識や「男だから、女だから」ということだけで、働き方やさまざまな活動、生き方までもが制限されるような性差に対する偏見、さらに長い歴史の中で培われてきた社会制度や慣行にもとづくジェンダー（社会的性別）^{※1}は日常生活の中で依然として根強く残っています。

2014（平成26）年5月に実施した総合計画にかかる市民意識調査によると、固定的な性別役割分担意識は若い世代を中心に解消しつつありますが、一方で、同年10月に実施した男女共同参画に関する市民意識調査では、男女の地位について、男性が優遇されていると答えた人の割合が男女とも高く、実態としての男女平等が進んでいない結果となっています。

このように意識と実態に大きな違いがある中で、長時間労働の縮減など働き方の見直しを推進し、さまざまな分野へ女性が参画できる環境を整えるとともに、働き方や暮らし方の意識を改革することが、仕事と生活の調和が図られた、男女がともに暮らしやすい社会の実現につながることを理解する必要があります。

そのためには、市民、事業者、地域、市が一体となって、家庭や学校、働く場、地域など身近なところから、男女平等と男女共同参画の意識づくりの取組を積極的に進めることが必要です。

※1 ジェンダー（社会的性別）

人間には生れついで生物学的性別（セックス／SEX）がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性・女性の別をジェンダー／gender（社会的性別）という。

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

重点課題③

政策・方針決定過程への女性の参画拡大

■現状と課題

社会のあらゆる分野における政策・方針決定過程の場面においては、多様な視点や考え方を反映させるため、男女が対等に参画することが必要かつ望ましい姿であり、男女共同参画社会実現の前提となるものです。

国では、「2003（平成15）年に、『社会のあらゆる分野において、2020（平成32）年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する』との目標を掲げ、取組を進めてきた」（※1）が、「女性の参画は、諸外国と比べ低い水準にとどまっている」（※2）ことから、「女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を義務づける女性活躍推進法に基づき、適材適所の登用に留意しつつ、更に踏み込んだポジティブ・アクションの実行等を通じて積極的な女性採用・登用を進めていくべき」（※3）としています。

本市でも、男女共同参画推進条例にポジティブ・アクション（積極的改善措置）（※4）を定め、2009（平成21）年までに、すべての審議会の委員を総計して、男女どちらか一方の委員の割合が40%未満にならないことを目標に掲げ、達成に努めてきましたが、2015（平成27）年4月現在で25.7%となっており、政策・方針決定過程への女性の参画が進んでいるとはいえない状況です。

また、事業所における管理職への女性の登用についての事業所アンケート調査では、約7割の事業所が登用に肯定的ですが、実際には、管理職に就くべき人材の育成が課題となっています。

「女性活躍推進法」に基づき、市が行政分野での政策・方針決定過程への女性の参画拡大を推進するとともに、事業所に向けた女性の管理職などへの参画拡大への働きかけと人材育成のための取組を進める必要があります。